

# 平成 年度過誤納金還付金受領委任状

京都府自動車税管理事務所長 殿

自動車登録番号

標本文字	車種	カナ	番号	車台番号 (下3桁)
京				
京都				

還付事由 (該当事項に必ずしをしてください)

<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他 ( )
普通(済-予定)	重額納付	

私は、この自動車の自動車税・自動車取得税還付金の受領を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

納税義務者(委任者)

住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人名及び代表者名)

電話番号 ( )

(印)

※法人にあっては  
代表取締役印

受任者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	

振込先口座(口座振込希望の場合) ※受任者名義の口座に限ります

金融機関名及び支店名	
口座種別	普通・当座・( )
口座番号	
口座名義(カタカナ)	

## 注意事項 (必ずお読みください)

- この委任状は納税義務者(委任者)が内容を確認の上、必要事項を記入してください。
- 還付事由はしを付け、発生年月日を記入してください。発生年月日は廃車の場合は抹消登録日、重複納付の場合は2回目の納付日です。
- 納税義務者(委任者)が法人の場合は代表取締役印を押印してください。個人、法人を問わず、印鑑証明書が添付されている場合を除き、納税義務者に直接確認することがあります。
- 当該年度の4月1日以降に名義変更で取得された方は納税義務者ではありません。
- 新規登録から1か月以内に抹消する場合に、この委任状に車検証の写しを添付してください。
- 提出された委任状は当該年度に限り有効です。
- 記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受理できません。
- 還付金の通知書の発送は還付原因発生效后40～60日後です。
- 還付金額は、他の未納の府税がある場合は充当後の金額となり、還付金が発生しないこともあります。
- 提出期限は下欄のとおりです。提出期限後の受理はできません。提出期限を過ぎますと、納税義務者に還付されます。

## 提出期限

- 撤車によるもの提出期限は次のとおりです。所定の期日に参集するように提出してください。

廃車登録日が

▼上旬(1日～15日)の場合

→ 同月16日から3営業日目

▼下旬(16日～月末)の場合

→ 翌月3営業日目

※営業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日及び元旦から1月3日までの間を除く期間です。

- 重複納付によるものは、2回目の納付があった日から3営業日目までに提出してください。

**提出先** 京都府自動車税管理事務所

〒612-0677 京都市伏見区竹田向代町5 1-7

電話075-672-6155

備考
----

受付印
-----

ゆうちょ銀行の場合は、専用の支店番号が必要  
ですのて ゆうちょ銀行へ御確認ください。